

学校保健部における運動器検診検討連絡会議

平成 28 年 1 月 12 日

荻 荘 則 幸

平成 28 年 4 月より施行される学校健診における、いわゆる運動器検診について学校医（内科・小児科医）整形外科医、新潟市担当部局との早急な協議の場を設けたい。この事業は行政が実施するものであるが、現場の医師（もちろん養護教諭からも）から改正内容の実施についての疑問・不安の声が大きく市医師会として今年度中にある程度の方向性を全員に通知して頂きたい。

連絡会の構成

- ①新潟市担当部局
- ②新潟市医師会
・学校保健部
- ③小児科医会代表
- ④内科医会代表
- ⑤整形外科医会代表（若槻会長）
- ⑥新潟大学医学部整形外科関係（平野徹准教授・山本智章先生・山際浩史先生）

検討項目

- ①対象範囲の確認 文部科学省スポーツ、青少年局長通達では、小学校・中学校・高校・高等専門学校において全学年としている。特に高校においては担当部局が新潟市と新潟県に分かれている。本当に全学年を対象にするのか？
- ②家庭で行う保健調査票の具体的項目について
- ③養護教諭はその回収した調査票に基づいてチェック項目を整理して、学校医にどの程度まで検討をお願いするのか？
- ④学校医（整形外科を専門としない）は養護教諭から提出されたリストに基づきどのように検診を行うのか、二次検診をすすめる基準は？
- ⑤新潟市で今まで行われている側弯症検診と今回の四肢の運動器検診は混在したままでよいのか？
- ⑥二次検診の依頼表の作成（検診の精度の評価も含めた）
- ⑦検診の精度の評価は誰が行うのか？
- ⑧二次検診を行う整形外科は誰でもよいのか？
- ⑨養護教諭、学校医、整形外科医に対する制度の周知、研修はどうなるのか？
- ⑩学校医の負担が増えることの予算措置は？
- ⑪仮に新潟大学が現在行っている側弯症検診にその他の運動器検診も合わせてお願いした時の予算措置
- ⑫県と実施方法、項目が異なっても問題はないか？

※現在、学校医、養護教諭から運動器検診の研修について個々の整形外科医に依頼されているが、新潟市は組織としてきちんとした体制で研修、周知を行うべきである。